

平成22年度

隨時監査報告書

(第1回工事監査)

平成22年6月7日

登米市監査委員

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項による随時監査（第1回工事監査）

2 監査実施日程及び対象

平成21年度中に契約し完了しない工事等で、平成22年度に繰越された事業を重点監査対象とし、その対象事業から請負工事8事業を対象に監査を実施した。

なお、監査の実施日及び対象事業については、下記のとおりである。

【監査対象事業】6課（室）・8事業

年月日（曜日）	区分	監査対象部課（室）
平成22年 5月18日（火）	午前	建設部 日根牛地区整備対策室（3事業）
		（対象事業） 日根牛地区（阿羅田工区）道路改良工事 日根牛地区（小池前工区）道路改良工事 日根牛地区（阿羅田・小池前工区）道路舗装工事
	午後	建設部 下水道課（1事業）
		（対象事業） 特環24号大根沢4工区污水管渠築造工事
平成22年 5月19日（水）	午前	産業経済部 商工観光課（1事業）
		（対象事業） 長沼フットピア公園改修事業
	午後	市民生活部 市民生活課（1事業）
		（対象事業） 交通安全施設整備事業
平成22年 5月20日（木）	午前	建設部 道路課（1事業）
		（対象事業） 佐辺野小付線整備事業
	午後	水道事業所 水道施設課（1事業）
		（対象事業） 第29 - 北方配水池緊急遮断弁設置工事

3 監査執行者

登米市監査委員	星	紘	毅
同	清水上	芳	江
同	庄子	喜	一

4 監査方法

平成22年度に繰越した工事を対象として、事業の計画と実効性を主眼に監査基準に基づき起工からの手続き関係書類等について調査するとともに、関係職員から事業概要及び繰越理由の聴取等を行った。

5 監査結果

平成22年度に繰越した工事等は、昨年度より増加し170件を超えているが、その内8事業を対象に監査を実施した。

その内容についての全般的事項は、次のとおりである。

(1) 全般的事項

事業全般にわたり支出負担行為の事務処理と事業予算繰越の手続は、適正に執行されていると認められる。

また、事業繰越した主な理由については、以下のとおりである。

宅地造成工事に係る盛土の沈下収束に不測の時間を要したことから、年度内完了が困難となった。

国の「経済活性化・経済危機対策臨時交付金」及び「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を盛り込んだ、第2次補正予算関連法案に係る議決時期により、補正予算の議決が年度末になり工事期間が確保できなかった。

保安林の解除手続や道路占用調整など関係機関との調整協議に不測の時間を要したことにより工期内に完了できなかった。

ことなどが挙げられる。

国の交付金により予算の補正が年度末になったことなどから事業繰越を余儀なくされていることもあるが、予算の繰越は「会計年度独立の原則」の例外であることをよく認識し、計画した工事等については事前に慎重な準備を行うとともに、適正な事務事業の執行に努め工期内完了を目指し努力されたい。

なお、監査を行った事業に対する個別の意見は、次のとおりである。

(2) 個別事項

日根牛地区 (阿羅田工区) 道路改良工事

事業概要	登米町北上川左岸堤防改修事業による、住宅の移転先とする阿羅田工区宅地造成事業に係る道路改良工事	
契約業者名	(有) 旭組	
契約金額	当初	19,488,000円
	変更	20,488,650円
契約年月日	当初	平成21年11月13日
	変更	平成22年 3月 8日
工期	当初	平成21年11月16日から
		平成22年 3月15日まで
	変更	平成22年 5月31日まで
繰越方法	明許繰越	
監査意見	宅地造成工事に係る盛土の沈下収束に不測の時間を要したことから、年度内完了が困難となり繰越しとなったものであるが平成23年度からの宅地分譲に支障が出ないよう工事の進行管理に留意されたい。	

日根牛地区 (小池前工区) 道路改良工事

事業概要	登米町北上川左岸堤防改修事業による、住宅の移転先として小池前地区宅地造成事業に係る道路改良工事	
契約業者名	(株) 及川工務店	
契約金額	当初	51,744,000円
	変更	56,485,800円
契約年月日	当初	平成21年12月24日
	変更	平成22年 3月 8日
工期	当初	平成21年12月25日から
		平成22年 3月15日まで
	変更	平成22年 6月30日まで
繰越方法	明許繰越	
監査意見	宅地造成工事に係る盛土の沈下収束に不測の時間を要したことから、年度内完了が困難となり繰越しとなったものであるが平成23年度からの宅地分譲に支障が出ないよう工事の進行管理に留意されたい。	

日根牛地区（阿羅田・小池前工区）道路舗装工事

事業概要	登米町北上川左岸堤防改修事業による、住宅の移転先として阿羅田・小池前地区宅地造成事業に係る道路舗装工事	
契約業者名	日建工業（株）県北営業所	
契約金額	当初	26,407,500円
契約年月日	当初	平成21年12月28日
	変更	平成22年 3月 8日
工期	当初	平成22年 1月 4日から
		平成22年 3月15日まで
	変更	平成22年 9月30日まで
繰越方法	明許繰越	
監査意見	道路改良工事等の関連工事の遅れから、年度内完了が困難となり繰越しとなったものであるが、平成23年度からの宅地分譲に支障が出ないよう工事の進行管理に留意されたい。	

特環24号大根沢4工区污水管渠築造工事

事業概要	公共下水道施設整備事業 L=374.7m、マンホール7個、小型コンクリートマンホール3個、塩ビマンホール1個、污水柵9個、付帯工事一式	
契約業者名	（株）渡辺建設	
契約金額	当初	18,530,400円
	変更	18,742,500円
契約年月日	当初	平成21年11月26日
	変更	平成22年 3月31日
工期	当初	平成21年11月27日から
		平成22年 3月19日まで
	変更	平成22年 5月27日まで
繰越方法	明許繰越	
監査意見	道路占用調整等に不測の日数を要し繰越しとなったものであるが、工事が年度内完了となるよう事前の調査に慎重を期すとともに、関係機関との調整協議を十分行い事業の執行に当たられたい。 また、年度途中で工事が完了し供用開始された場合の受益者に対する負担金及び分担金の取扱いについては、負担の公平の観点から、賦課徴収の時期などの在り方について検討されたい。	

長沼フートピア公園改修事業

事業概要	長沼フートピア公園内にあるオランダ風車のステージ(デッキ)及び羽根シート修繕工事一式	
契約業者名	(有)加藤工務店	
契約金額	当初	5,092,500円
契約年月日	当初	平成22年 3月15日
工期	当初	平成22年 3月16日から
		平成22年 7月 9日まで
繰越方法	明許繰越	
監査意見	<p>本事業は、オランダ風車の修繕という特殊な工事で、施工の難しさがあると思われるが、夏の行楽シーズン前には完了するよう工事の進行管理に当たるとともに、観光施設としての管理運営や活用方法に創意工夫をされたい。</p>	

交通安全施設整備事業

事業概要	カーブミラー設置(60基) ・両面ミラー30基 ・片面ミラー30基	
契約業者名	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・未契約繰越事業 ・繰越限度額 <p style="text-align: center;">12,900,000円</p> </div>	
契約金額		
契約年月日		
工期		
繰越方法	明許繰越	
監査意見	<p>未契約繰越となった事業であるが、既決予算の整備事業と整合性を図り、安全・安心で快適な地域社会創造のために、事業内容や場所の選定を行い早期発注・完成に努められたい。</p> <p>また、カーブミラーの設置箇所台帳を整備し、適切に管理されるよう様式の統一も含め総合支所に指導されたい。</p> <p>なお、本事業(補助事業)と既決予算による事業執行を一体的に実施することで、事業効果や事務効率の向上が期待できるので検討されたい。</p>	

佐辺野小付線整備事業

事業概要	東和町米川地区佐辺野小付線の道路改良及び一部舗装の施工 L = 1,159.91m W = 4.0m	
契約業者名	(株)千葉正工務店	
契約金額	当初	65,184,000円
契約年月日	当初	平成22年 3月 4日
	変更	平成22年 3月17日
工期	当初	平成22年 3月 5日から
		平成22年 3月26日まで
	変更	平成22年10月29日まで
繰越方法	明許繰越	
監査意見	<p>国の保安林解除に不測の日数を要したため繰越しとなったものであるが、工事が年度内完了となるよう事前の調査に慎重を期すとともに関係機関との調整協議を十分行い事業の執行に当たられたい。</p> <p>また、保安林解除を見通し工事発注したことについては、国の官報告示を確認後、契約手続きを開始するなどの現実性が必要と思われるので、国等の許認可手続きと契約時期の整合性に留意し、計画的に事業を執行されたい。</p>	

第29 - 北方配水池緊急遮断弁設置工事

事業概要	緊急遮断弁整備事業計画に基づく北方配水池緊急遮断弁設置工事 緊急遮断弁 350mm N=1基	
契約業者名	(有)迫水道施設	
契約金額	当初	20,979,000円
契約年月日	当初	平成21年11月 5日
	変更	平成22年 3月24日
工期	当初	平成21年11月 6日から
		平成22年 2月26日まで
	変更	平成22年 5月31日まで
繰越方法	建設改良費繰越	
監査意見	<p>工事用用地(工事施工に必要な敷地)の借り上げ交渉に不測の日数を要したことや工事用製品を年度内に調達できなかったことにより繰越しとなったものであるが、当初で予算措置をしていることから、事前調査や関係者の調整協議に万全を期し、年度内に完了するよう努力されたい。</p>	